

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾川町は、健康管理事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県綾川町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>綾川町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)および健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、母子保健法及び予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健(検)診および予防接種の健(検)診の通知書の発送・健診結果の管理等に関する事務を行う。具体的には、</p> <p>①健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、肺がん検診や子宮頸がん検診、特定健診などの検診受診対象者に対する通知書発行</p> <p>②母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>③予防接種法に基づき、定期の予防接種の実施及び結果の管理等を行う。予防接種対象者に対する通知書発行。被接種者自己負担金の減免。</p> <p>④各健(検)診及び予防接種の健(検)診結果および予防接種結果等の蓄積</p> <p>⑤各健(検)診及び予防接種の未受診、未接種者の把握及び通知書等発行</p> <p>⑥特定健診結果に基づき特定保健指導の実施および管理</p> <p>⑦新型インフルエンザの予防接種</p> <p>⑧子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく妊婦のための支援給付</p> <p>⑨新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供)</p>
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人番号情報テーブル(健康管理システム内)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法 第9条第1項 別表14(予防接種)、44(特定健康診査)、70(母子保健)、85(後期高齢者健康診査)、111(健康増進)、126(新型インフルエンザ)、127(子ども・子育て支援)の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(予防接種法)、第24条第7号(国民健康保険法)、第40条(母子保健法)、第46条第7号(高齢者の医療の確保に関する法律)、第54条(健康増進法)、第67条の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法)、第68条(子ども・子育て支援法)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>(1)番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25、26、42、48、71、80、95、112、125、139、153、154、155、161の項 (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項) (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法」が含まれる項) (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項) (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「子ども・子育て支援法」が含まれる項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>(1)番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25、27、28、29、95、95の2、96、139、153、155の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法」が含まれる項) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法」が含まれる項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉課 〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地 TEL：087-876-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地 TEL：087-876-1113
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>綾川町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、過去の滅失事案(書棚の整理の際に、職員から提出された特定個人情報が記録された申請書等を綴った文書ファイルの紛失が発覚した事案。年度末の不要文書の廃棄作業の際に、誤廃棄したと思われる。)を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 <p>を徹底する運用としている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	様式の変更	—	「IV リスク対策」を追加	事後	
令和2年12月25日	対象人数(時点)	2015/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年12月25日	取扱者数(時点)	2015/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年12月25日	特定個人情報保護評価に関する規則第15条等に基づく特定個人情報保護評価の再実施			事前	
令和3年3月5日	3. 個人番号の利用	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 第10, 49, 76の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10, 40, 54条	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 第10, 49, 76, 93の2の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10, 40, 54条	事前	
令和3年3月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	⑦ 新型インフルエンザの予防接種	事前	
令和3年8月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	VRS及び接種証明書交付について追記	事後	
令和3年8月13日	3. 個人番号の利用	—	VRS及び接種証明書交付について追記	事後	
令和3年8月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	令和3年9月1日付の番号法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	3. 個人番号の利用	<p>(3)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<p>(3)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付に係る見直し
令和4年2月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(1)番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二 第26, 56の2, 87の項 	<p>(1)番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二 第16の2, 第16の3, 第26, 56の2, 87の項 	事前	令和4年6月改版による特定個人情報84番の連携開始のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二 第16の2, 第16の3, 第26, 56の2, 87の項 (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項)</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19, 30, 44条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号法 ・第19条第8号 ・別表第二 第16の2, 第17, 18, 19の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項) 第69の2第70の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項) 第115の2(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項)</p> <p>(2) 別表第二省令 第13, 39条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二 第16の2, 第16の3, 第26, 56の2, 87, 102の2の項 (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項) (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法」が含まれる項)</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19, 30, 44, 50条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号法 ・第19条第8号 ・別表第二 第16の2, 第17, 18, 19, 102の2の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法」が含まれる項) 第69の2第70の項 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項) 第115の2(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項)</p> <p>(2) 別表第二省令 第13, 39, 50条</p>	事前	令和4年6月改版による「健康増進事業の実施に関する事務」の連携開始のため
令和8年2月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. 個人番号の利用 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	—	特定個人情報	事前	特定個人情報番号109および110
令和8年2月20日	様式の変更	—	「IV リスク対策」の項目追加等	事前	

